

## 特許業務法人制度について（論点整理）

### 1. 現行制度の概要

特許業務法人制度は、顧客への継続的対応や総合的サービスの提供を実現する観点から、平成 12 年の弁理士法改正において、それまでの個人事務所の経営形態に加えて創設された特別な法人制度である。

特許業務法人制度の目的は、基本的に弁理士が行ってきた業務を法人が行えるようにするものであり、法人の所有者である社員については弁理士に限定され、債権者に対する社員責任については、社員の連帯による無限責任制であり、2 名以上の弁理士が共同して定款を作成し、登記することをもって設立されるものである。

### 2. 問題の所在

特許業務法人制度は、専門化・高度化する知的財産専門サービスへのニーズに対応するために、総合的サービスの提供を実現すべく導入されたものであるが、現在の法人数は 57 にとどまっており、その利用が十分に進んでいないのが現状である。アンケート調査等によれば、利用が進まない最大の要因は社員の無限責任にあり、具体的には、特許業務法人の大規模化を図ろうとした場合、社員数が多くなれば自己の知り得ないうちに他の社員が関与した業務にまで無限責任を負うことから、大規模法人化が進まないのではないかと指摘がある。また、このような状況に対応するために、社員の役割分担を明確にし、特定事件について社員を指定した場合には、当該指定社員のみが無限責任を負うこととする指定社員制度の導入を要望する意見もある。

さらに、特許業務法人制度の利用が進まないもうひとつの要因としては、社員が複数でなければならないことが挙げられており、事務所の資産と個人の資産との分離を進めるためや、将来、複数社員法人への移行や他の特許業務法人との合併による事務所規模の拡大を容易にするためにも、一人法人を導入すべきではないかとの要望がある。

### 3. 論点

#### （1）指定社員無限責任制度の導入について

- 弁護士法人及び監査法人において指定社員制度が導入された背景、経緯等を踏まえて、特許業務法人にも指定社員制度を認めることは適切か。
- 仮に、指定社員制度により、指定社員以外の社員についての有限責任制

度を導入するとした場合、顧客保護の観点からディスクロージャーはどこまで求めるべきなのか。また、職業賠償責任保険は義務化すべきか否か。

#### (2) 一人法人制度の導入について

- 弁理士の一部は特許業務法人化を躊躇する理由として、一人法人が認められていないことを挙げており、これについてどう考えるか。
- 現状、弁理士一人で事務所を運営している形態は、全体の約 70%となっており、複数の弁理士による業務の共同化も進んでいない状況にあって、一人法人の必要性についてどう考えるか。
- 特許業務法人を導入した目的は、弁理士の死亡、移転等による顧客への継続的なサービスの実現であったことから、一人法人はこの趣旨と整合するのか。

### 4. 議論の整理

#### (1) 指定社員無限責任制度の導入について

##### 委員の意見

- 責任の負い方は、弁理士が受任した事件について無限責任を負う現状と変わらないので、特に指定社員に責任を負わせることについて、顧客に重大な影響を与えるということはないのではないか。
- 現制度では、全社員の無限責任制度があるため法人化しにくい。使い易い制度にし、法人化を足がかりとして、事務所の合併などによる流動化を促進し、大規模法人化の方向へ進んで行きたい。
- 現状の大規模な弁理士事務所が法人化していないのは、大きくなればなるほど取り扱う業務が様々あり、専門性が明確に分かれていることから、専門分野が異なる他の弁理士が起こした問題にまで無限責任を負わされることに抵抗があるためではないか。
- 法人化が進まない理由のひとつとしては、出資比率が異なる社員でも全く責任が同じであるとする、出資比率の少ない弁理士が社員になることをためらってしまうためではないか。
- 顧客の立場から考えると、法人化が促進されるという意味では、一部有限責任はある程度賛成できる。
- 損害賠償保険への加入や財務状況の開示等、法人化の進展とともに情報公開するようにしてほしい。
- 弁護士法では指定社員の一部有限責任制度を認めているが、前回の弁理士法改正時には、弁護士法の改正前であり、このときには他の士業にこのような制度がなかったという経緯がある。

#### パブリックコメント

- 全社員が無限責任を負う現在の制度を見直し、有限責任制度（LLP）を有する米国等との調和を図ることを検討していただきたい。
- 無限責任行為が弁理士一人に止まらず、社員全員にも負わされている点、弁護士法人と同様指定社員のみ責任とされることを望む。

#### アンケート調査結果

- 特許業務法人制度を利用してみたい弁理士に対して、制度のどのような条件が改善されれば利用するかについて、アンケート調査をしたところ、回答者の65%が「無限責任制度」と回答している。

### （2）一人法人制度の導入について

#### 委員の意見

- 57 という特許業務法人数は、総合的サービスの提供という目的で創設された制度としては少なすぎる。一人法人を認めると、果たして一人で総合的サービスを提供することができるか疑問。矛盾するのではないか。
- 法人化しないと事務所と個人の資産が分離されないことから、事務所の合併が進んでいない。また、そのような状態で弁理士の死亡等で業務の移転が行われると、顧客は大変困ると思う。

#### パブリックコメント

- 一人法人を認めることによって、事業資産と個人資産の分離を図り、合併等による事業継承を容易にすることができる。これによって、業務の継続性を担保しつつ、事務所経営の安定化を促し、ユーザーニーズへの的確な対応を図ることが可能となると考える。
- 一人だけの業務法人は何ら弁理士一人の個人事務所と変わりがなく、かつ、顧客を欺瞞することになりかねないので、一人法人を認めるべきではない。

#### アンケート調査結果（平成18年3月 財団法人 知的財産研究所）

- 特許業務法人制度を利用してみたい弁理士に対して、制度のどのような条件が改善されれば利用するかについて、アンケート調査をしたところ、回答者の35.5%が「社員が複数でなければならないこと」と回答している。

## 5. 対応の方向

### (1) 指定社員無限責任制度の導入について

近年、弁理士の業務内容が専門化・高度化・多様化している中で、企業等の多様なニーズへの適確な対応を図っていくためには、事務所の法人化や法人の大規模化を図り、総合的サービスの提供を実現することが求められている。

他方で、現行の特許業務法人社員の無限責任制度の下では、他の弁理士の業務責任まで負わされることに抵抗感が強いため、特許業務法人化が進んでいないという現状がある。また、法人の大規模化や業務の専門化を進めようとしても、無限連帯責任制度では自分が認識しない他の弁理士の業務責任まで負わされてしまう可能性が高まることから、合併等の流動化を阻害する大きな要因になっているものと考えられる。

また、特許業務法人が導入された平成 12 年の改正時においては、当時は他の士業も無限責任制度を採用していたこともあって、有限責任制度の導入については時期尚早であり、当時の無限責任を前提とした合名会社規定を準用する監査法人形式を採用することとされたが、その後、弁護士法人や監査法人において指定社員制が導入されている。これらの指定社員制度の下では、一般の有限責任制度と異なり、受任した事案については、その社員が引き続き無限責任を負うものであり、指定社員制度の導入は顧客との関係で大きな変化をもたらすものではないものと考えられる。

以上を総合的に勘案すれば、ユーザーの利便性の向上の観点から、指定社員制度を導入する方向で検討していくことが妥当ではないかと考えられる。

なお、特許業務法人の平均所属弁理士数は 6 名程度であり、法人資産が乏しい実態も踏まえると、顧客保護の観点から、財務諸表や職業賠償責任保険への加入状況等の情報開示を義務化すること等についても、十分な検討を進める必要がある。

### (2) 一人法人制度の導入について

現在、特許業務法人の社員は二人以上とされているが、これは弁理士が死亡した場合などに顧客への継続的な対応を図るという特許業務法人制度の設立趣旨を踏まえたものであり、一人法人を認めることは、当該趣旨から外れるものである。

弁護士は一人法人が認められている唯一の士業であるが、これは弁護士事務所の多くが、一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する、いわゆる「親弁型事務所」である実態を踏まえて導入されたものであり、事務所の

約 7 割が一人事務所であって、業務の共同化が進んでいない弁理士とは状況が異なるものである。

一人法人制度の導入は、弁理士一人の経営であっても個人の資産の分離が図られるとともに、事務所の特許業務法人化や合併を促すなど、そのメリットがないわけではないが、特許業務法人の本来の趣旨及び現状の弁理士事務所の実態を踏まえれば、一人法人制度の導入は時期尚早であると考えられるものであり、引き続き、弁理士事務所の実態や他土業における状況等に注視しつつ、今後の課題として慎重に検討していくことが必要である。